議長	事務局長	主幹	主査	主任	

受付第 27 号
-R 8.15
北本市議会
事務局

北本市議会様式(第６条関係)

政務活動費収支報告書

令和８年４月１５日

北本市議会議長　保角　美代　様

会　派　名　清和会
経理責任者氏名　岡　村　有　正

北本市議会政務活動費の交付に関する条例第６条第１項に基づき、下記のとおり令和７年度分政務活動費収支報告書を提出します。

記

１　収　入(政務活動費)　４８０，０００円

２　支　出

(単位：円)

科目	金額	備考
調査研究費	１３１，４００	※視察調査報告書のとおり
研修費	１９３，６４０	※研修報告書のとおり
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計	３２５，０４０	

３　残　額　１５４，９６０円

(注) 備考欄には、主な支出の内訳を記載してください。

参考様式第２号

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名　　清和会　　令和　７　年度分

使途基準項　目	調査研究費	１／１枚		（単位：円）
支　出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備　考 （按分率等）
８年１月 27 日	上尾市「AGECOCO」視察　手土産代	2,160	1	
８年１月 27 日	愛知県岡崎市,新城市,長久手市視察交通費	58,600	2	
８年１月 27 日	愛知県岡崎市,新城市,長久手市視察宿泊費	53,000	2	
８年１月 27 日	愛知県岡崎市,新城市,長久手市視察　旅行取扱手数料	2,200	2	
８年１月 27 日	愛知県岡崎市,新城市,長久手市視察宿泊費振込手数料	440	2	
８年２月 １日	愛知県岡崎市行政視察 岡崎市へ手土産代	2,160	3	
８年２月 ３日	愛知県新城市行政視察　負担金	6,000	4	
８年２月 ４日	愛知県長久手市行政視察交通費（地下鉄）	1,240	政務活動費 支払証明書	
８年２月 ４日	愛知県長久手市行政視察交通費（ﾀｸｼｰ：藤が丘⇔あぐりん村）	5,600	5	視察時間帯に路線バスの運行がなかったため
合　計　額		131,400		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に１件づつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

参考様式第３号

政務活動費支払証明書

【使途基準項目ごとに作成する】

会派名　　清和会　　令和　7　年度分

使途基準項目	調査研究費	1／1 枚			
					（単位：円）
支出年月日	使途及び支払内容【具体的に記入】	支払先名称等	支払額（按分後）	領収書等を徴することができなかった理由	備考（按分率等）
8年 2月4日	愛知県長久手市 田園バレー交流施設 福祉の家あぐりん 村　行政視察 名古屋ー藤が丘	名古屋市営 地下鉄	1,240	領収証請求失念	310 円×往復×2名
合計額			1,240		

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（１）

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	1／5

2026年 1月27日

領 収 書

一連No051117
領収No000001

清和会　様

¥2，160－

税抜金額
¥2,000-
消費税等
¥160-

（但し上尾市「AGECOCO」への手土産として
正に領収致しました）

(株)むさし製菓
適格請求書登録番号
T5030001062123

埼玉県　北本市
北本2-258
電話：048-591-2037

印刷面を内側に折って保管願います

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（２）

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	2／5

別紙

キャッシュサービス ご利用明細

ご利用ありがとうございました。

●お取引金額をお確かめください。
●お取引後残高欄の金額頭部に「−」印がある場合はお借入残高を表わします。

お取扱日	取扱店番	機番	取扱番号
8-01-27	021	43	0804

金融機関コード	口座番号
12500021	[redacted]

万円 5千円 2千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円

お取引内容	お取引金額
お引き出し	¥113,800

取扱時間	受付番号	お取引後残高
09:36	0013	

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ¥440手数料 ¥0
三菱ＵＦＪ銀行
東京営業部
当座預金 [redacted]
カ）ジェーシービートラベル 様

ご依頼人 電話 [redacted]
セイワカイ 様

《さいしん》からのご案内 裏面をご覧ください ⇒

埼玉縣信用金庫

とうございます。
お願いいたします。

請求書

発行日 2026/01/13
請求No. 20260113J0000567

株式会社JCBトラベル

本　社　東京都豊島区高田3-13-2　高田馬場TSビル
〒171-0033　TEL:03-6907-9508

大阪支店　大阪府大阪市中央区北浜4-33　北浜 NEXU BUILD
〒540-0031　TEL:06-6946-7766

担当者　：[redacted]

振込先　：三菱UFJ銀行（0005）
東京営業部（321）
当座 [redacted]

口座名義　：（株）JCBトラベル

登録番号　：T2-0133-0102-3146

期日：2026年01月30日

大変恐れ入りますが、振込手数料は貴社にてご負担ください。

8%対象	消費税(8%)		
¥103,455	¥10,345	¥0	¥0

合計金額
¥113,800

取引年月日	摘要	単価	数量	明細金額（税抜）
2026/02/02	2/2(月）-4（水）愛知　ご視察費用として	¥101,455	1	¥101,455
2026/02/02	2/2(月）-4（水）愛知　ご視察費用取扱手数料として	¥1,000	2	¥2,000

備考

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（３）

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　　清和会　　令和　7　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	3／5

領　収　証

北本市議会 清和会 様　　8 年 2 月 1 日

★ ¥2,160-

但 運賃代（視察先愛知県岡崎市への手土産代）

上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額（税抜・税込）	消費税額等
%		
税率	金額（税抜・税込）	消費税額等
%		

Ca-1048

有限会社 寶山堂本舗
埼玉県北本市北本2－13
TEL (048) 591－2121
FAX (048) 591－8950
登録番号T9030002083577

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（４）

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	4／5

納入通知書（納付書）兼領収書

新城市
市町村コード
２３２２１１

通知書番号	0052011-001	予算区分	0
所属	150200　市民自治推進課		

納入義務者

[redacted]

北本市議会　会派清和会

代表
滝瀬　光一　様

年度	会計	款	項	目	節	細節	細々節
7	01	22	04	02	10	85	

金額　　6,000　円

事　由
２月３日分行政視察受入収入

納付期限　令和 8年 2月27日
上記のとおり納付してください。

令和 7年12月22日

新城市長　下江洋行

愛知県新城市長之印

【納入場所】
三菱ＵＦＪ銀行
あいち銀行　豊橋信用金庫
豊川信用金庫　蒲郡信用金庫
愛知東農業協同組合
市役所　鳳来・作手総合支所
上記の金額を領収しました。

領収日付印
8. 2. 3
三菱UFJ・新城(22)

（納入者保管）

参考様式第１号

領収書等貼付用紙 Ｎｏ（５）

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
1	調査研究費	5／5

領　収　書

2026年02月04日
車番　100128 No.9517 000
基本運賃　¥2500
合計金額　¥2500
決済対象額　¥2500
決済金額　¥2500
上記の通り領収致しました
消費税率　１０％
登録番号
T2-1800-0100-1812
ご乗車有り難うございます
名古屋市名東区
引山４丁目６０６
(株) カナレタクシー

無線センター
TEL(052)771-1090
日進・赤池・米ノ木駅営業
TEL(0561)64-0005

領　収　書

2026年02月04日
車番　100132 No.6988 800
基本運賃　¥2900
迎車料金　¥200
合計金額　¥3100
決済対象額　¥3100
決済金額　¥3100
上記の通り領収致しました
消費税率　１０％
登録番号
T2-1800-0100-1812
ご乗車有り難うございます
名古屋市名東区
引山４丁目６０６
(株) カナレタクシー

無線センター
TEL(052)771-1090
日進・赤池・米ノ木駅営業
TEL(0561)64-0005

令和８年１月３１日

北本市議会議長　保角美代　様

北本市議会清和会　代表　滝瀬光一
（参加議員：滝瀬光一、岡村有正）

行政視察報告書

１．視察日時　　令和８年１月２８日（水）

２．視察先　　上尾市　複合施設「ＡＧＥＣＯＣＯ」
（大石西保育所・つくし学園・相談支援センター）

３．視察の目的

上尾市において、老朽化した従前施設の更新および２保育所の統廃合を契機として整備された複合施設「ＡＧＥＣＯＣＯ」の運営状況を調査し、北本市における子育て支援・障害児支援・地域福祉の拠点整備のあり方を検討することを目的として視察を実施した。

また、児童福祉法改正により児童発達支援センターに求められる「中核的機能」の強化が全国的に課題となる中、つくし学園が果たす役割について学ぶことも目的とした。

４．施設整備の背景

（１）従前施設の老朽化

① 大石西保育所およびつくし学園は建物の老朽化が進み、耐震性・安全性・バリアフリー対応等に課題があった。

② 特に療育を行うつくし学園では、専門的支援に適した環境整備が急務であった。

（２）２保育所の統廃合

① 児童数の推移や施設の老朽化を踏まえ、上尾市は保育所再編を検討。

② 統廃合により保育機能を集約し、効率的かつ質の高い保育環境の提供を図った。

（３）児童福祉法改正と児童発達支援センターの中核的機能

児童発達支援センターには、以下の中核的機能が求められている。

① 地域の障害児支援の拠点としての役割
② 専門的療育の提供
③ 保育所・学校・医療機関等との連携
④ 保護者支援および相談支援
⑤ インクルージョン（包摂）の推進

ア．障害の有無にかかわらず、子どもが地域で共に育つ環境づくりを支援する役割。

イ．保育所や学校への助言、訪問支援、環境調整などを通じて、地域全体の受け皿づくりに寄与している。

⑥ 地域との連携・協働の推進

ア．地域の関係機関（保育所、学校、医療機関、福祉事業所、行政等）とのネットワーク構築。

イ．研修会やケース会議の開催を通じ、地域全体の支援力向上に取り組む。

つくし学園は、これらの機能を担うべく、専門職配置や地域連携の強化を進めている。

5．施設概要

「ＡＧＥＣＯＣＯ」は、以下の３機能を併設した複合型福祉施設である。
（１）大石西保育所（公立保育所）
（２）つくし学園（児童発達支援センター）
（３）相談支援センター（障害児・障害者相談窓口）

保育・療育・相談支援を一体的に提供することで、子どもと家庭を切れ目なく支援する体制を構築している。

6．視察内容

（１）施設運営の基本方針
① 保育・療育・相談支援の連携を重視し、情報共有体制を整備。
② 保護者負担の軽減と支援のワンストップ化を実現
③ 施設間の連携会議を定期的に開催し、支援の質向上を図っている。

（２）大石西保育所

① 統廃合後の新施設として、安全性・動線・保育環境が大幅に改善。
② 地域子育て支援事業を積極的に展開し、地域の子育て拠点として機能。
③ 保育士確保の課題はあるが、研修体制の充実により質の維持を図っている。

（３）つくし学園

① 作業療法士・言語聴覚士・心理士等の専門職がチームで療育を実施。
② 改正法に基づく中核的機能を果たす体制を整備し、地域支援の中心的役割を担う。
③ インクルージョンの推進として、保育所・学校への助言や訪問支援を実施し、地域で共に育つ環境づくりを支援。
④ 地域連携の強化として、関係機関とのネットワーク構築や研修会の開催を行い、地域全体の支援力向上に寄与。
⑤ 保護者支援プログラムや相談体制が充実している。

（４）相談支援センター

① 障害児・障害者の相談窓口として、計画相談・サービス調整を実施。
② 保育所・療育施設との連携により、支援計画の一貫性を確保。
③ 地域関係機関とのネットワークづくりにも積極的に取り組んでいる。

７．所見

① 老朽化施設の更新と保育所再編を契機に複合施設として整備した点は、北本市にとっても参考となる。
② 保育・療育・相談支援を同一施設に集約することで、「気づき」から「早期の支援」、利用者の利便性が向上し、支援の質も高まっている。
③ 特に、児童発達支援センターの中核的機能のうち、インクルージョンの推進と地域連携の強化は、北本市における障害児支援の方向性を考えるうえで重要。
④ 施設間の連携会議や情報共有の仕組みは、支援の一貫性を確保するうえで有効であり、北本市でも導入を検討する価値がある。
⑤ 今後、北本市において複合的な子育て・福祉支援拠点を整備する際、「ＡＧＥＣＯＣＯ」の運営形態は有益なモデルとなる。

8．まとめ

「ＡＧＥＣＯＣＯ」は、老朽化施設の更新と保育所再編を契機に整備された複合施設として、保育・療育・相談支援を一体的に提供し、子どもと家庭を切れ目なく支援する体制を実現していた。 特に、インクルージョンの推進や地域連携の強化など、児童発達支援センターに求められる中核的機能を積極的に果たしている点は、北本市にとって大きな示唆となる。今回の視察で得られた知見を、北本市における子育て支援・障害児支援の拠点整備および施策検討に活かしていきたい。

会 派 行 政 視 察

愛知県岡崎市・愛知県新城市・愛知県長久手市

愛知県岡崎市　人口:３８１,１７９人、面積:３８７.２４Ｋ㎡（令和８年１月１日現在）

視 察 日　令和８年２月２日（月）午後１時30分～3時30分

視察項目　校内フリースクール（校内教育支援センター）「Ｆ組」を核とした長期欠席対策について

視察場所　岡崎市立福岡中学校

視察内容

「Ｆ組設置の経緯」

文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策（COCOLOプラン)」において多様な学びの場、居場所の確保の必要性を明記。

全国的に小中学校の不登校児童生徒が増加傾向にある中、岡崎市においても、不登校児童生徒数は年々増加傾向となっており、不登校対策は喫緊かつ最重要課題と捉え、重点的に取り組んでいる。岡崎市では、「不登校」を「長期欠席」と呼んでいる。

市では、長期欠席対策として、各校の実情に応じて、校内適応指導教室を設置していた。学校や学級に足が向かなくなった場合、適応指導教室を利用し、在籍学級に戻るためのエネルギーを溜める、一時的に休息する場である。しかし、在籍学級に戻ることを目的としているため、適応指導教室を利用する子供の中には、在籍学級に適応できなかったと感じ、「落ちた」という感覚が心のどこかに生まれている現状があった。また、教員の中にも、同じ感覚をもっている者がいた。この「落ちた」という感覚が、在籍学級との間に、大きな段差を生み、その段差を乗り越えられない子供は、適応指導教室でも、居づらさを感じ、学校の中に居場所がなくなってしまうといった実態があった。

誰一人取り残すことなく個別最適な学びを保障していくことが学校教育において重要であり、不登校の状態にある子供に対しても同様である。そのための効果的な支援をしていくために、不登校を登校できない子ととらえるのではなく、「特性に応じた学びの場が必要な子」としてとらえ直すなど、これまでの価値観を大きく変えていく必要があった。また、その特性に応じた多様な学びの場を、学校が確保していく必要があると考えた。この２点に共通する「子供を学校に適応させるのではなく、学校が子供に適応する」という考え方を根底に、これまでの校内適応指導教室を発展的に解消しながら、温かく多様性を認める教室であり、そして、全ての人が他の学級と同じ１つの学級と認める教室となるＦ組の設置に至った。

「Ｆ組の理念」

① 適応するのは子供ではなく学校である。

② 多様性を受け入れられる学級⇒信頼の厚い教員を担任として配置（定数内配置）

③ いつでも子供たちを温かく迎える体制⇒支援員を１名配置（会計年度任用職員）。
④ 通常学級と同じ、１つの学級として扱う。
⑤ 教室復帰ではなく、社会的自立を目指す。

この理念を、子供・保護者・教職員に浸透させていくことが、Ｆ組に通う子供の心理的安全性を担保し、学校に居場所を作ることにつながると考えた。

「Ｆ組の姿」

① 学ぶ空間の多様化⇒外から入りやすい校内の一番よい場所に教室を設置。ソファーなどを設置し、くつろげる空間の確保。個室空間（個別学習スペース）の確保
② 学ぶ時間の多様化⇒自分で登・下校時間や１日の時間割、スケジュー決める。自己肯定感を高めていく。
③ 学ぶ方法の多様化⇒個に応じた学習支援として、全教職員による支援、オンラインでの授業参加、タブレット端末の活用（タブレットドリル学習）
④ 学ぶ内容の多様化⇒技能教科（卓球や調理実習等）を学ぶ機会や仲間とのコミュニケーションや他者との交流の機会の設定
⑤ 多様な特性のある子供たちを理解し、それぞれの子供を支える教師。

「Ｆ組の設置など不登校対策」

岡崎市が、長期欠席者などに個別最適な学びの場を保障し、多様な教育機会を確保するために設置した校内フリースクールＦ組。誰一人取り残さない！～適応するのは子供ではなく学校～。この言葉のとおり、Ｆ組では、生徒に自己決定の場を与え、安心した環境の中で楽しく学び、社会的自立へとつなげている。

岡崎市の中学校では、令和２年度に３校にＦ組を設置し、現在、全中学校20校に設置されている。小学校では、令和６年度に３校、令和７年度に２校に設置し、５校に設置されている。また、他の生徒が学校にいる時間帯には登校できないが、夕刻以降であれば登校できる生徒や、なかなか家から出られない状況にある生徒が、学校内において、自分にあったペースで学習したり、教員とコミュニケーションを図ったりすることで、社会的な自立をめざすため、週に１回２時間程度（学校終業後～19時程度）開室するなど在籍する生徒の実態に合わせて運営する夜間学級Ｓ組を、令和６年度に５校の中学校、令和７年度に５校に設置し、現在、中学校10校に設置している。

市では不登校対策として、校内フリースクールＦ組や夜間学級Ｓ組の設置のほか、教育支援センターの設置、教育相談センター内にアウトリーチ（登校）支援員を配置、長期欠席（不登校）等対策連絡協議会の設置などの取組を行っている。また、市の独自調査により、長期欠席児童生徒の月ごとの出欠席状況などを把握し個の状況に応じた長期欠席対策を講じている。子供一人ひとりの様子や学級全体の様子を客観的に分析することで個の状況や学級内での人間関係の問題の早期発見・早期解決につなげていくために「WEBQU」を活用している。

「Ｆ組の成果と今後の取組」

Ｆ組設置の成果として、Ｆ組の理念の浸透が図られ、Ｆ組設置校の長期欠席者の新規発生率等の抑制が図られている。また、Ｆ組の生徒のうち、半数を超える生徒が週３日以上登校。在籍学級との段差軽減にもつながっている。

今後の取組としては、小学校の長期欠席児童への支援強化。また、引きこもりなど学校とつながっていない児童生徒への支援。

愛知県新城市 人口:４１,６０２人、面積:４９９.２３Ｋ㎡（令和８年１月１日現在）

視 察 日　令和８年２月３日（火）午前10時～12時

視察項目　自治基本条例を土台にした若者の参加による「まちづくり」の取り組みについて

視察場所　新城市役所

視察内容

「若者議会設置の経緯」

平成26年４月１日、まちづくりのルールとなる新城市自治基本条例が施行され、市民が主役のまちづくりを推進し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを協働してつくるため、「市民まちづくり集会」や「地域自治区制度」などを導入している。

消滅可能性都市に選定された地域的背景や、子どもの貧困、雇用問題などの社会的背景に若者が活躍するまちの形成を推進する市長の思いと、ニューキャッスル市の若者との交流（ニューキャッスルアライアンスと、若者が抱える問題について話し合うユース議会）を通して感じたまちに対する若者の思いが重なったことにより、持続的に若者政策を展開する実効性を担保するために、「新城市若者条例及び新城市若者議会条例」を制定し、市民全員が元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを実現するために、若者の思いや意見をカタチにし、「若者が活躍できるまち」にするための若者総合政策の策定及び若者議会を設置した。

「若者議会」

新城市では「新城市若者条例」に基づき、若者が活躍するまちの形成を推進するための指針として「新城市若者総合政策」を策定。計画期間は10年間。

若者総合政策は、①好きなことにアツくなれるまち⇒今どの世代の若者も気軽に集まって趣味や勉強に熱中できるような場を求めています。そうした環境の整備、②ホッ♡ちょっとひといきできるまち⇒新城の若者は自らのまちの魅力に気づいていないかもしれません。まちの魅力を再発見し、新しいまちの魅力を創出、③夢が実現するまち⇒夢への第１歩がなかなか踏み出せない若者の挑戦のサポート体制の整備、④あっ、こんなところに素敵な出会い⇒若者だけでなく様々な世代の人々が出会うきっかけ・仕掛けを演出）の４つのテーマに基づく具体的なアクションを若者自らでまとめた。

新城市若者議会は「新城市若者条例及び新城市若者議会条例」に基づき、平成27年４月１日に設置された。若者議会は、予算提案権を持ち、予算の使い道を若者自らがまち

のことを考え、政策立案する市長の附属機関です。

市長が若者議会に、若者総合政策の実施に関する事項について、諮問する。若者議会は、委員（定員20名以内）、市外委員（定員5名以内）及び知識や経験に基づいて、話しやすい雰囲気づくりや政策立案について必要な知識を提供するなど委員をサポートするメンター市民（若者議会経験者等）・メンター職員（市の若手職員）並びに事務局（運営）にて構成されている。若者議会連盟も運営を補助・サポートしている。委員は、概ね16歳～29歳、任期は1年（再任可）、報酬は、会議1回につき3,000円。

分科会及び全体会において、若者が活躍できるまちにするため、若者を取り巻くさまざまな問題を考え、話し合うとともに、若者の力を活かすまちづくり政策を検討し、立案した政策を11月に市長へ答申する。11月以降も事業の詳細を若者議会で検討する。答申された事業は市で検討され、市議会の承認を得て、翌年度に市の事業として実施される。一連の仕組みやサイクルが、日本で初めて条例で定められている。新城に対するさまざまな意見・想いを持つ若者同士、新城について語り合いながら「新城のこれから」について若者の視点で考える。若者議会からの答申を実現させるための予算提案権1,000万円。

新城市では、新たな若者の参加の仕組みを構築し、若者が活躍できるまちを目指し、若者の一歩を応援している。

「若者議会の成果」

若者自身が地域の課題を考え、若者の力でまちづくりを推進する意識を醸成することにより、若者ならではの様々な提案が実現された。若者総合政策の取組として、10年間で図書館のリノベーションや観光パンフレット、国際交流イベント、企業情報誌、趣味活サイトなど50事業が提案され、実施されてきた。

若者議会をきっかけに自分のまちのことや、まちづくりに関心を持つようになったという若者が多い。また、若者議会を経験した若者が市議会議員や市の職員になったり、市の各種審議会等に参加したりする事例が増えてきている。

愛知県長久手市　人口:６１,６５１人、面積:２１.５５Ｋ㎡（令和８年１月１日現在）

視 察 日　令和８年２月４日（水）午後１時30分～3時30分

視察項目　長久手田園バレー構想・第３次長久手田園バレー基本計画について

視察場所　福祉の家・田園バレー交流施設あぐりん村

視察内容

「長久手田園バレー構想に取り組むまでの経緯」

自給的な兼業農家が多く、専業農家が非常に少ない長久手市の農業の特徴を活かし、名古屋という大消費地に近く、身近に昔ながらの農村環境が残ることから、積極的に地産地消を推進し、安心安全な高付加価値の農産物を生産するという、長久手ならではの産地直売所を中心とした農業振興を計画した。

「長久手田園バレー構想のコンセプトと目的」

平成11年に策定された第4次総合計画の主要プロジェクトの一つとして位置づけられ、水系が豊かで農村としての原風景を残している市の東部を「田園環境の保全・活用」、「農的な営み、くらしの保存」、「地域のふれあい・交流の推進」の場として様々に活用することを基本とし、都市と農が「共生」する田園地域の実現を目的とする構想です。

「農あるくらし・農あるまちの実現に向けた長久手田園バレー構想」

「農」というと、多くの人は、農業を思い浮かべる。私たちが生きていくために必要な米や野菜、肉などを生産する第1次産業の役割は非常に大きい。また、「農」は、食料を生産する役割に加え、私たちのくらしの様々な場面に大きく関わっている。都市化が進むにつれ長久手市において、「農」の持つ意味は大きく変化し、市民が「農」に求めるものも多様化している。市では、「農」の保全・活用はもとより、「農」の多様な役割をまちづくりに活かし、多くの市民が農に親しみ、農とふれあいながら、自身の居場所や役割を見つけ、幸福にくらすことができる「農あるくらし・農あるまち」の実現を目指している。

「農あるくらし・農あるまち」の実現には、市民・農業者・事業所・学校・市民団体など、みなさんの様々な力が不可欠です。みなさんと行政が互いに知恵を出し合い、協働しながら、市の新しい「農」を形成するため、「田園バレー事業」を展開している。

「長久手田園バレー構想」では、田園環境の保全・活用、農的な営み・農的なくらしの保存、地域のふれあい・交流の推進するため、1.新鮮な農産物の生産の場（安全･安心･新鮮な農産物の生産･供給と都市型農業の実践の場）」、2.環境保全の場（田園風景の創出、生物多様性の保全などの環境保全の取組の実践の場）、3.ふれあい・交流・体験の場（「食」「農」「健康」「環境」などをテーマに住民がふれあい、交流、体験する場）、4.自然に恵まれた共生の場（豊かな自然環境と心温まるふれあいの中で、健康的に生活を楽しむ共生の場）という4つの側面を打ち出し、「農」の持つ様々な機能を最大限に引き出すとともに、その機能を維持・保全していくため、地域全体で取組を進めていくこととしている。

「長久手田園バレー事業の取組と課題」

「アグリサポート事業」も含めて、第2次田園バレー基本計画に記載する施策は、農業者や市民向けの様々な事業を実施しており、「農」を通じた市民交流は普及しつつあるが、社会状況の影響もあり、産業としての農業は厳しい状況が続いている。農業従事者数の減少は加速度的に続いており、市民の暮らしや地域の環境を支える大切な基盤として、農業従事者を確保して、農を持続的に発展させることが必要と考えている。

① 長久手市田園バレー交流施設「あぐりん村」

ふれあい・交流・体験の場」として、平成19年4月に長久手市田園バレー交流施設あぐりん村を開設した。都市近郊農業の活性化や地産地消、都市農村交流の促進を

目的に、農産物等直売所などを備えた交流拠点施設として整備し、農を通じて誰もが交流し、憩い、ふれあい、楽しめる場を提供している。利用者は、約380,000人、売上は、約2億6千万円。

・農産物等直売所

近年は夏の高温化等による農産物の生育不良が常態化しつつある中で、令和2～3年度の再整備事業により売場面積を広げ、惣菜・弁当を野菜等と同じエリアにて買い回りができるようにした。

・あぐりんの会（「市・ござらっせの会」から令和7年4月に名称変更）

あぐりんの会はあぐりん村へ農畜産物及び加工品等を出荷する生産者による会員組織です。会員数は若干の減少傾向にあるものの、令和5年度には、244の生産者が会員となっている。あぐりん村の活性化には、商品となる農産物等が不可欠であり、あぐりんの会の会員を増加させる必要がある。

② 平成こども塾体験学習事業

東部の里山に囲まれた「丸太の家」を拠点とし、平成18年4月に開設以来、里山の豊かな環境を活かし、地域の人たちの交流により子どもたちの生きる力を育む体験活動を行っている。小・中学生とその保護者を対象に、隣接する「こどもファーム」での農作業体験や、里山での自然観察、自然の素材を使ったものづくりなど地域の自然・歴史文化・環境など五感を使って体験する様々なプログラムを実施している。令和5年度には、来館者数は年間で約8,500人、約200 回のプログラムを実施し、約5,700人がプログラムに参加している。

③ アグリサポート事業

令和5年10月から「アグリサポート事業」を実施している。この事業を通じて、長久手の農を支え、様々な人材を農地につなげ、地域農業の再生を図るため、市民・民間主体による「農」の活性化を目指し、長久手の農に関わるすべての人を支援する取組を進めている。

アグリサポート事業が担う各事業は、市民にとっての利便性等を考慮しながら、関係団体や専門人材への外部委託も活用しながら実施している。今後については、事業の担い手に高齢者も多いことから、後継者発掘・育成が課題となっている。

「長久手田園バレー構想や田園バレー事業の今後の展望」

平成26年に策定した第2次田園バレー基本計画から10年が経過し、社会状況の変化や市民等のニーズに柔軟に対応していくために、令和6年に市民及び農業者アンケートを実施した。現行計画から変わらず、支援が必要とされている取組に加えて、新しく農業を担う人・農業を継ぐ人を安定的に確保するために必要な新たな取組について考える必要があると考えている。また、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現するため、これまで以上に農業分野における環境にやさしい農業を推進していく必要があると考えている。

参考様式第２号

使途基準項目別支出内訳表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名　　清和会　　令和　７　　年度分

使途基準項目	研修費	１／１枚		
				（単位：円）
支出年月日	支出内容	支出額	領収書等貼付用紙No.	備考（按分率等）
７年９月３日	第87回全国都市問題会議　参加負担金	26,000	６・７	
７年９月３日	第87回全国都市問題会議参加負担金振込手数料	770	８	
７年10月21日	第87回全国都市問題会議　宿泊費	30,000	９・１０	
７年10月21日	第87回全国都市問題会議交通費（北本⇔宇都宮）	6,760	９・１０	
７年10月21日	第87回全国都市問題会議　旅行取扱手数料	2,200	１１・１２	
７年10月21日	第87回全国都市問題会議宿泊費等振込手数料	990	１３	
８年２月17日	データで読み解く人口減少対策 完全攻略セミナー　参加費	120,000	１４	
８年２月17日	データで読み解く人口減少対策 完全攻略セミナー参加費　振込手数料	440	１４	
８年３月30日	データで読み解く人口減少対策 完全攻略セミナー交通費（北本⇔新宿）	3,240	１５	
８年３月31日	データで読み解く人口減少対策 完全攻略セミナー交通費（北本⇔新宿）	3,240	１６	
合計額		193,640		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に１件づつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（６）

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	1／11

会議参加費 領収書

滝瀬 光一 様

金　１３，０００円

但、「第 87 回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和７年 9 月 3 日

第 87 回全国都市問題会議実行委員会
会　長　　佐　藤　　栄　一

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（７）

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	2／11

会議参加費 領収書

岡村有正 様

金　１３，０００円

但、「第 87 回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和７年 9 月 3 日

第 87 回全国都市問題会議実行委員会
会　長　　佐　藤　　栄　一

参考様式第１号

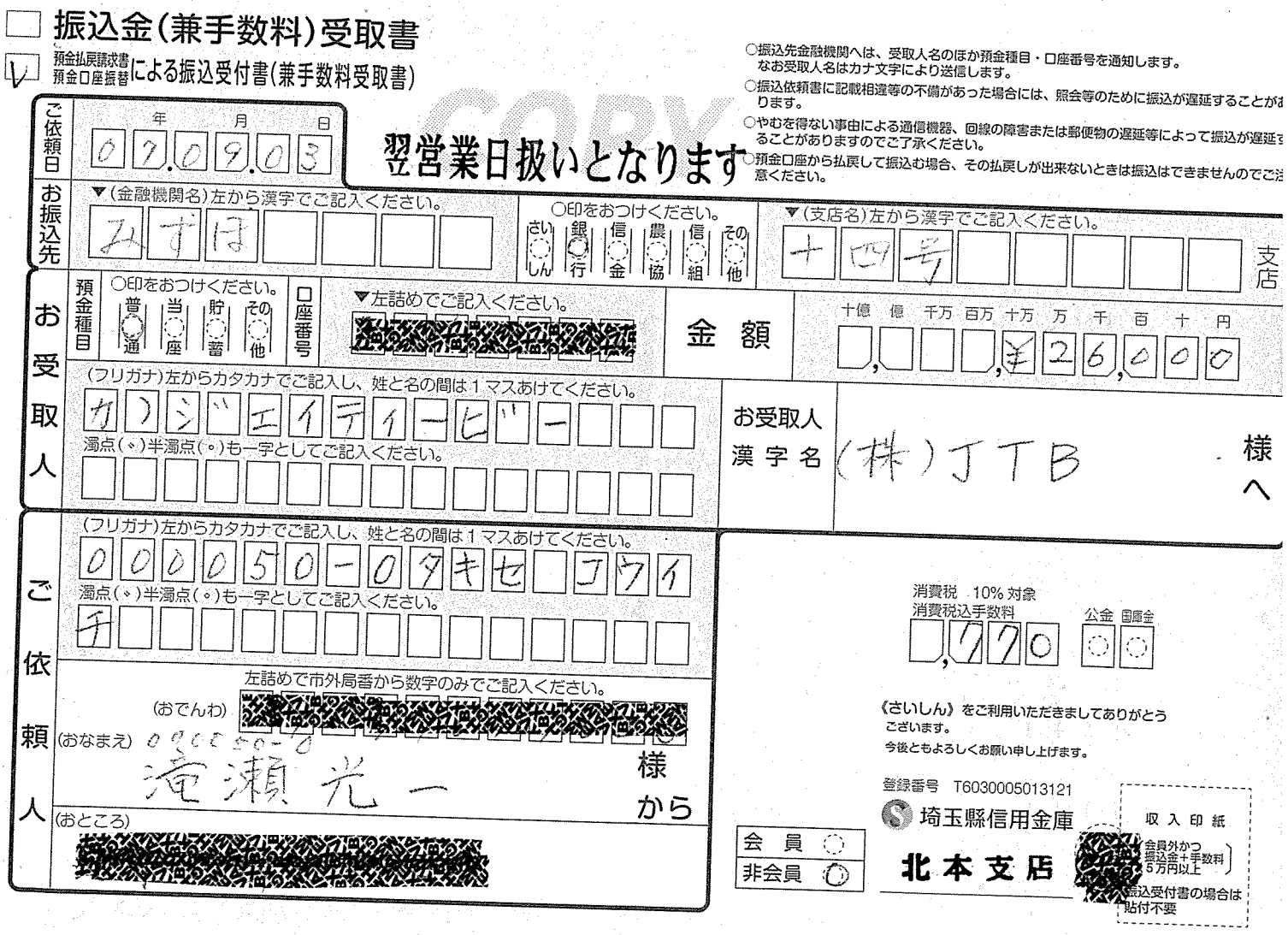
領収書等貼付用紙
Ｎｏ（８）

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　　清和会　　令和　7　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	3／11



□ 振込金（兼手数料）受取書
☑ 預金払戻請求書 預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）

COPY

翌営業日扱いとなります

○振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
なお受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあ
ります。
○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延す
ることがありますのでご了承ください。
○預金口座から払戻して振込む場合、その払戻しが出来ないときは振込はできませんのでご注
意ください。

ご依頼日　07.09.03

お振込先
▼（金融機関名）左から漢字でご記入ください。　みずほ
○印をおつけください。　さいしん　銀行　信金　農協　信組　その他
▼（支店名）左から漢字でご記入ください。　十四号　支店

お受取人
預金種目　○印をおつけください。　普通　当座　貯蓄　その他
口座番号　▼左詰めでご記入ください。
金額　¥260,000
（フリガナ）左からカタカナでご記入し、姓と名の間は１マスあけてください。　カンシ゛エイテイ－ヒ゛－
濁点（゛）半濁点（゜）も一字としてご記入ください。
お受取人漢字名　（株）ＪＴＢ　様へ

ご依頼人
（フリガナ）左からカタカナでご記入し、姓と名の間は１マスあけてください。　０００５５０－０タキセ　コウイ
濁点（゛）半濁点（゜）も一字としてご記入ください。　チ
左詰めで市外局番から数字のみでご記入ください。
（おでんわ）
（おなまえ）　滝瀬光一　様から
（おところ）

消費税　10％対象
消費税込手数料　770　公金　国庫金

《さいしん》をご利用いただきましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

登録番号　T6030005013121
埼玉縣信用金庫　北本支店

会員　○
非会員　○

収入印紙　会員外かつ振込金＋手数料５万円以上　振込受付書の場合は貼付不要

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（９）

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	4／11

No. R15-02211

領　収　証

北本市議会清和会　御中

金額(10%対象)	¥36,760－

収　入
印　紙

但し　10/9（木）-10/10（金）宇都宮　ご視察費用として

令和7 年 10 月21 日　　上記正に領収いたしました。

内　訳	
現　金	
振　替	
振　込	○

HINOKIYA

株式会社　ヒノキヤグループ
〒346-0003埼玉県久喜市久喜中央1-1-20-6階
TEL: 050-1702-5830　FAX: 050-3737-4771

扱者印

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（１０）

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	5／11

ご請求明細書

北本市議会清和会　様

2025年10月14日

㈱ヒノキヤグループ　総務部　旅行課
ヒノキヤトラベル　本社営業所
久喜市久喜中央1-1-20-6F
TEL　050-1702-5830
総合旅行業務取扱管理者：[redacted]
担　　当　[redacted]

ご視察期間：2025年10月9日（木）～10日（金）（1泊2日）
ご視察方面：栃木県宇都宮市
ご視察人数：合計2名様（添乗員は同行いたしません。）
ご利用宿泊施設：宇都宮東武ホテルグランデ

項目	単価	人数/数量	料金(円)	備考
ご宿泊代金	15,000	2	30,000	シングル(2食付)
乗車券/JR	1,690	2	3,380	10/9(木)北本→大宮→宇都宮
乗車券/JR	1,690	2	3,380	10/10(金)宇都宮→大宮→北本
合計	36,760 円			

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（１１）

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	6／11

No. R15-02212

領　収　証

北本市議会清和会　御中

金額(10%対象)	¥2,200－

収　入
印　紙

但し　10/9（木）-10/10（金）宇都宮ご視察取扱手数料として

令和7 年 10 月21 日　　上記正に領収いたしました。

内　訳	
現　金	
振　替	
振　込	○

HINOKIYA

株式会社　ヒノキヤグループ

〒346-0003埼玉県久喜市久喜中央1-1-20-6階

TEL: 050-1702-5830　　FAX: 050-3737-4771

扱者印

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（１２）

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
２	研修費	7／11

ご請求明細書

北本市議会清和会　様

ご視察期間：2025年10月9日（木）～10日（金）（1泊2日）
ご視察方面：栃木県宇都宮市
ご視察人数：合計2名様（添乗員は同行いたしません。）
ご利用宿泊施設：宇都宮東武ホテルグランデ

2025年10月14日
㈱ヒノキヤグループ　総務部　旅行課
ヒノキヤトラベル　本社営業所
久喜市久喜中央1-1-20-6F
TEL　050-1702-5830
総合旅行業務取扱管理者：
担　　当　　者：

項目	単価	人数/数量	料金(円)	備考
国内旅行取扱手数料	1,100	2	2,200	
合計	2,200 円			

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（１３）

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	8／11

□ 振込金(兼手数料)受取書
☑ 預金払戻請求書 預金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)

COPY

○振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。なお受取人名はカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○預金口座から払戻して振込む場合、その払戻しが出来ないときは振込はできませんのでご注意ください。

ご依頼日　年 7 月 10 日 21

お振込先
▼(金融機関名)左から漢字でご記入ください。　三菱UFJ
○印をおつけください。　さいしん　銀行○　信金　農協　信組　その他
▼(支店名)左から漢字でご記入ください。　大宮　支店

お受取人
預金種目　○印をおつけください。　普通○　当座　貯蓄　その他
口座番号　▼左詰めでご記入ください。
金額　十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円　¥ 38,960

(フリガナ)左からカタカナでご記入し、姓と名の間は１マスあけてください。
カブ ヒノキヤグループ
濁点(゛)半濁点(゜)も一字としてご記入ください。
ブリヨコウカ
お受取人漢字名　株式会社ヒノキヤグループ 様
総務部旅行課 へ

ご依頼人
(フリガナ)左からカタカナでご記入し、姓と名の間は１マスあけてください。
キクモトシキブ ケイセイワカイ
濁点(゛)半濁点(゜)も一字としてご記入ください。
左詰めで市外局番から数字のみでご記入ください。
(おでんわ)
(おなまえ)　北本市議会 清和会 会長 滝瀬光一 様 から
(おところ)

消費税 10% 対象
消費税込手数料　990
公金 個庫金

《さいしん》をご利用いただきましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

登録番号　T6030005013121
埼玉縣信用金庫　北本支店

会員 ○
非会員 ○

収入印紙
(会員外かつ振込金＋手数料5万円以上)
振込受付書の場合は貼付不要

参考様式第１号

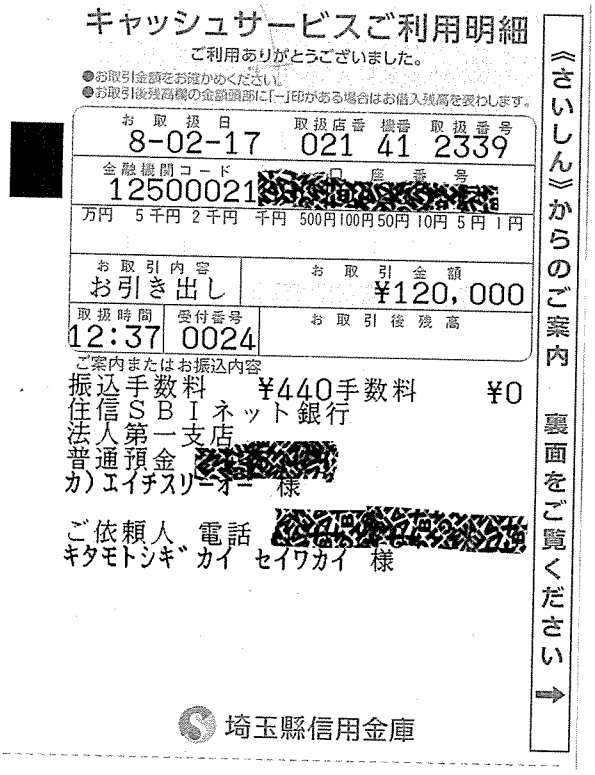
領収書等貼付用紙
Ｎｏ（１４）

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	9／11



キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

●お取引金額をお確かめください。
●お取引後残高欄の金額頭部に「－」印がある場合はお借入残高を表わします。

[redacted]

お取扱日 8-02-17　取扱店番 021　機番 41　取扱番号 2339

金融機関コード 12500021　口座番号 [redacted]

万円 5千円 2千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円

お取引内容 お引き出し　お取引金額 ¥120,000

取扱時間 12:37　受付番号 0024　お取引後残高

ご案内またはお振込内容

振込手数料　¥440手数料　¥0
住信ＳＢＩネット銀行
法人第一支店
普通預金 [redacted]
カ）エイチスリーオー　様

ご依頼人 電話 [redacted]
キタモトシギ カイ セイワカイ 様

《さいしん》からのご案内　裏面をご覧ください

埼玉縣信用金庫

考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ（１５）

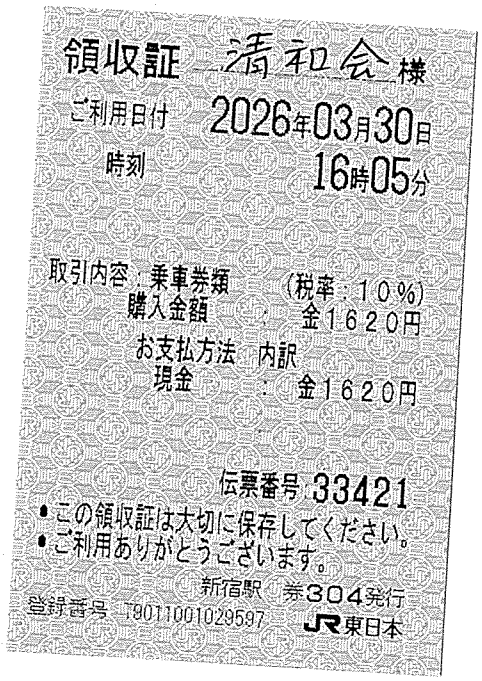
領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	10／11


領収証　清和会　様
ご利用日付　2026年03月30日
時刻　08時12分
取引内容：乗車券類　（税率：１０％）
購入金額　：　金１６２０円
お支払方法　内訳
現金　：　金１６２０円
伝票番号：70162
・この領収証は大切に保存してください。
・ご利用ありがとうございます。
北本駅　券１０１発行
登録番号　T9011001029597　JR東日本


領収証　清和会　様
ご利用日付　2026年03月30日
時刻　16時05分
取引内容：乗車券類　（税率：１０％）
購入金額　：　金１６２０円
お支払方法　内訳
現金　：　金１６２０円
伝票番号：33421
・この領収証は大切に保存してください。
・ご利用ありがとうございます。
新宿駅　券３０４発行
登録番号　T9011001029597　JR東日本

考様式第１号

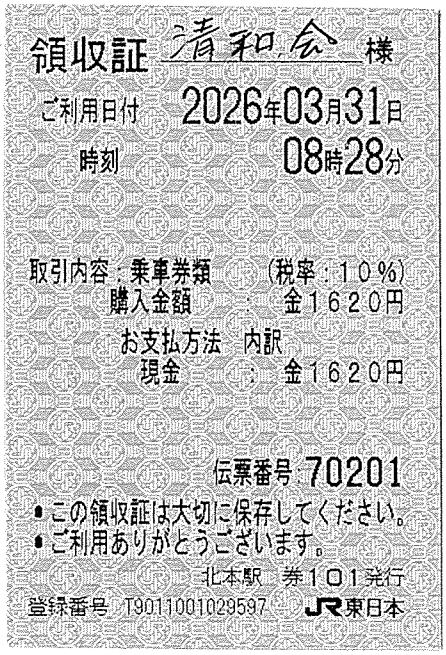
領収書等貼付用紙
Ｎｏ（１６）

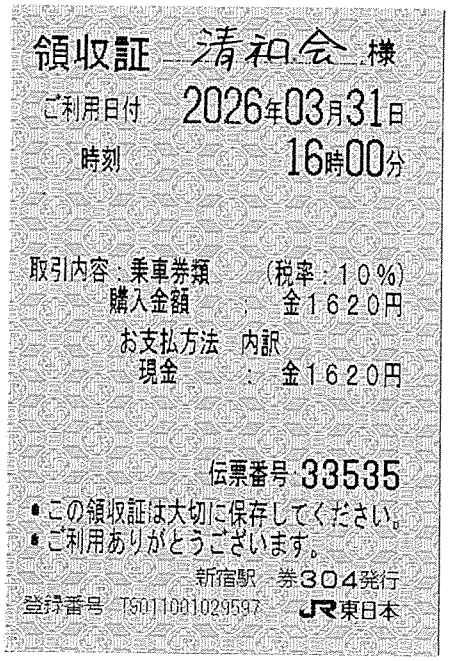
領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会会派名　　清和会　　令和　７　年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	11／11


領収証　清和会　様
ご利用日付　2026年03月31日
時刻　08時28分
取引内容：乗車券類　（税率：１０％）
購入金額　：　金１６２０円
お支払方法　内訳
現金　：　金１６２０円
伝票番号 70201
・この領収証は大切に保存してください。
・ご利用ありがとうございます。
北本駅　券１０１発行
登録番号　T9011001029597　JR東日本


領収証　清和会　様
ご利用日付　2026年03月31日
時刻　16時00分
取引内容：乗車券類　（税率：１０％）
購入金額　：　金１６２０円
お支払方法　内訳
現金　：　金１６２０円
伝票番号 33535
・この領収証は大切に保存してください。
・ご利用ありがとうございます。
新宿駅　券３０４発行
登録番号　T9011001029597　JR東日本

令和７年１０月３１日

北本市議会議長　保角美代　様

北本市議会清和会　代表　滝瀬光一
（参加議員：滝瀬光一、岡村有正）

研修報告書

１．研修日時　　令和７年１０月９日（木）・１０日（金）

２．研修先　　第８７回全国都市問題会議
（開催地：栃木県宇都宮市）
主催：全国市長会
会場：ライトキューブ宇都宮
（宇都宮市宮みらい１－２０）

３．参加目的

令和７年の全国都市問題会議は、「成熟社会の都市のかたち ～ コンパクトで持続可能なまちづくり」 をテーマに開催され、人口減少・高齢化が進む中で、都市の持続可能性をいかに確保するかが議論された。

本会派としては、北本市が直面する都市構造の再編、公共交通、公共施設マネジメント、地域コミュニティの維持などの課題に対し、全国的な潮流や先進的な取り組みを学び、政策立案に活かすことを目的として参加した。

３．会議テーマ

(1)　コンパクトシティの推進と都市構造の再編
(2)　持続可能な公共交通体系の構築（LRT・MaaS 等）
(3)　公共施設の再配置とスマートな行政運営
(4)　地域コミュニティの維持・再生
(5)　脱炭素社会に向けた都市政策
(6)　人口減少時代の財政運営と都市経営

４．講演・報告内容

【第１日　１０月９日（木）】

○ 基調講演

広井 良典 氏（京都大学名誉教授）

- 成熟社会における都市のあり方について、人口減少・高齢化を前提とした都市構造の再編の必要性を指摘。
- 「コンパクト＋ネットワーク」の都市モデルが、持続可能性と生活の質の両立に寄与することを解説。
- 都市経営における「幸福」「ウェルビーイング」の視点の重要性が強調された。

○ 主報告

佐藤 栄一 氏（宇都宮市長）

- 宇都宮市が推進するLRT（ライトレール）を軸とした都市構造改革について報告。
- 公共交通と都市機能の集約を連動させることで、持続可能な都市経営を実現する戦略を紹介。
- LRT開業後の沿線開発や民間投資の誘発効果について具体的な成果が示された。

○ 一般報告

■ 南 学 氏（東洋大学国際PPP研究所 シニアリサーチパートナー）

- PPP/PFIを活用した公共施設マネジメントの最新動向を紹介。
- 民間活力を活かした持続可能な都市経営の可能性を提示。

■ 大西 秀人 氏（高松市長）

- コンパクトシティ政策の実践例として、高松市の中心市街地活性化の取り組みを紹介。
- 公共交通の利便性向上と都市機能の集約の両立を図る政策が報告された。

■ 森本 章倫 氏（早稲田大学理工学術院教授）

- 都市計画の観点から、人口減少時代の都市構造の再編について学術的知見を提供。
- 都市のスポンジ化対策や土地利用の最適化の重要性を指摘。

【第２日目　１０月１０日（金）】

○ パネルディスカッション

登壇者：

- 内田 奈芳美 氏（埼玉大学大学院人文社会科学研究科教授）
- 吉田 元 氏（㈱みちのり HD 代表取締役グループ CEO／関東自動車㈱代表取締役社長）
- 山下 裕子 氏（まちなか広場研究所 主宰）
- 髙橋 知規 氏（室蘭市企画財政部長）※市長代理
- 伊木 隆司 氏（米子市長）

【主な議論内容】

- 公共交通を軸とした都市構造の再編の必要性。
- LRT やバス交通の再編による移動の質向上と都市活性化の相乗効果。
- まちなか広場や公共空間の活用による市民参加型のまちづくり。
- 地方都市における財政制約下での都市経営の工夫。
- 交通・都市計画・市民参加を一体的に進める「統合的アプローチ」の重要性。

５．所見

（１）都市機能の集約と公共交通の連携

① 北本市でも人口減少が進む中、都市機能の分散は行政コスト増につながる。

② 駅周辺への機能集約や、公共交通との連携強化は避けて通れない課題である。

（２）公共施設マネジメントの推進

①老朽化施設の更新・統廃合を計画的に進める必要がある。

②施設の複合化や多機能化は、財政負担の軽減と利便性向上に寄与する。

（３）地域コミュニティの再生

①コミュニティの弱体化は、地域防災や高齢者支援に影響する。

②住民主体の地域運営組織の育成や、地域拠点の整備が求められる。

（４）脱炭素・環境政策の強化

①省エネ化、再エネ導入、公共施設の ZEB 化など、環境政策の推進は都市の魅力向上にもつながる。

（５）市民参加型のまちづくり

①持続可能な都市づくりには、市民の理解と参加が不可欠である。

②対話の場づくりや情報発信の強化が必要である。

６．まとめ

全国都市問題会議（宇都宮大会）では、成熟社会における都市の持続可能性を確保するための多様な視点が示され、北本市の今後の都市経営に大きな示唆を与える内容であった。本会派としては、今回得られた知見を市政に反映し、コンパクトで持続可能な北本市の実現に向けて、引き続き調査研究を進めていきたい。

令和８年３月３１日

北本市議会議長　保角美代　様

北本市議会清和会　代表　滝瀬光一
（参加議員：滝瀬光一、岡村有正）

研修報告書

１．研修名　　「データで読み解く人口減少対策 完全攻略セミナー」

２．開催日時　　令和８年３月３０日（月）・３１日（火）１０時～１６時

３．開催場所　　リファレンス西新宿大京ビル５階
（東京都新宿区西新宿七丁目２１番３号）

４．主催　　地方議会研究会

５．講師　　足立泰美氏
甲南大学経済学部教授　博士（医学）・博士（国際公共政策）

６．研修の目的
(1) 人口減少社会における主要課題を、データに基づき体系的に理解する
(2) 若年層・子育て世代・高齢者・医療介護制度の課題を総合的に把握する
(3) 自治体政策に必要なエビデンスベースの視点を習得する
(4) 地域包括ケアや社会保障制度の持続可能性を検討し、議会活動に活かす

７．研修内容（主要テーマと論点）
(1) 若年層を取りまく雇用環境と結婚支援政策の問題点と課題
① 若年層の雇用状況
非正規雇用率の上昇、所得格差の拡大
地方における雇用機会不足と都市部への流出
② 雇用と結婚・出産との関係
経済的安定が結婚・出産に強く影響
若年層の不安定雇用が出生率低下の一因
③ 行政規模に応じた結婚支援政策の現状
自治体による婚活支援の取り組みの差

小規模自治体ほど支援体制が脆弱で、効果検証も不十分

(2) 人口減少社会における出産と子育て支援政策の問題点と課題

①人口構造の変化と子ども

少子化の進行と年齢構成の偏り

子ども人口の減少が地域社会に与える影響

② 子育て支援政策の変遷

経済支援・保育サービス・働き方改革などの政策の歴史的変化

③ 乳幼児医療費助成など行政サービスの地域格差

自治体間で助成内容・対象年齢に大きな差

住民の移住判断に影響するケースも増加

④ 待機児童問題における認可・認可外保育所の行政対応

認可保育所の整備状況と地域差

認可外保育所への行政対応の変遷（安全基準・補助制度など）

(3) 介護保険制度の財源と給付のあり方、地域包括ケアシステム

①介護保険の保険料設定と公費負担から見る財源構造

高齢化に伴う保険料上昇

公費負担の増加と財政圧迫

②介護サービスの種類と変遷から見る給付構造

在宅サービス・施設サービスの利用動向

給付費増加の要因分析

④ 地域包括ケアシステムの仕組み

多職種連携、在宅介護支援、地域資源の活用

自治体が果たすべき役割の明確化

(4) 医療保険制度の財源と給付から検証する地域・世代・保険者間格差

①海外と比較した日本の医療保険制度の特徴

国民皆保険制度の強みと課題

医療費の構造的増加

②我が国の医療保険制度の財源と給付の構造

国保・協会けんぽ・組合健保など保険者ごとの財政構造

高齢化による給付費増大

③医療資源・医療給付・保険料における格差

地域間の医療提供体制の差

保険者間の負担格差

世代間格差の拡大と制度の持続可能性

８．研修で得られた知見

(1) 若年層の雇用安定が結婚・出産に直結し、人口政策の基盤となることを再認識

(2) 子育て支援策は「量」だけでなく「質」と「地域格差の是正」が重要

(3) 介護・医療制度は財源構造の限界が見えつつあり、自治体レベルでの予防施策や地域包括ケアの強化が不可欠

(4) 社会保障制度全体における「地域間・世代間・保険者間格差」を理解し、政策提案に反映する必要性を認識

(5) データ分析に基づく政策立案（EBPM）の重要性を再確認

９．今後の議会活動への活用

(1) 若年層定着・子育て支援・産業振興など、人口政策の質向上に活かす

(2) 介護・医療分野の財政課題を踏まえた持続可能な地域包括ケア体制の提案

(3) 予算審査・一般質問において、データに基づく政策議論を展開

(4) 自治体の政策の優先順位付けに、研修で得た知見を反映する

１０．まとめ

本研修では、人口減少社会における若年層の雇用、子育て支援、介護保険、医療保険といった幅広いテーマを、データに基づき体系的に学ぶことができた。各制度の構造的課題や地域格差を理解することで、自治体が直面する課題の本質を把握できた。今後の議会活動において、得られた知見を政策提案や議論に積極的に活かし、地域の持続可能性向上に寄与していきたい。